

町民の皆様を対象とした防災訓練を実施します

町では、町民の皆様の防災対策の一助としていただくため、下記のとおり防災訓練を実施します。訓練では、実際に避難所が開設されます。避難所の運営体制や食料・パーテーション等の備蓄状況を把握し、家庭での防災対策に活かすことを目的のひとつとしていますので、積極的なご参加をお願いします。

- ▶日 時 11月20日(日) 午前9時30分～11時
- ▶想定する災害 震度6弱の地震(東日本大震災時の計測震度)



概要 町の取り組み

- ・災害の発生を想定し、実際に避難所を開設します。

長岡小学校、大戸小学校、葵小学校、旧石崎小学校、旧広浦小学校、旧川根小学校、旧沼前小学校、旧上野合小学校、駒場庁舎の9か所

- ・避難所の受入れ準備が整い次第、防災行政無線、緊急速報メール等により、避難所開設をお知らせします(午前9時30分を予定)。
- ・災害対策本部を設置し、災害時の対応体制の確認を行います。

町民の皆様の取り組み

- ・実際に開設された避難所へ行ってみましょう。
避難経路や避難に要する時間、避難所の生活環境や食料・パーテーション等の備蓄状況を把握することで、災害に向けて、家庭でどのような対策が必要か確認することができます。
- ・災害に向けてどのような対策が必要か、家族と話し合みましょう。
自宅での食料等の備蓄や、非常時の連絡手段など、災害対策について考えるきっかけとしてください。



注意事項

訓練当日は、防災行政無線や緊急速報メール等により、訓練についての情報発信を行います。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。
訓練の詳細については、10月末頃に各戸へチラシを配布します。

【問合せ先】 総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125 (直通)

成年後見相談会を開催します

成年後見制度(認知症や障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の保護・支援)の有効な利用を促進するため、成年後見や遺言、相続等に関する無料相談会を開催します。司法書士・社会福祉士・税理士など幅広い専門家をご相談をお受けします。

- ▶日 時 10月29日(土) 午前10時～午後3時
- ▶会 場 茨城司法書士会館(水戸市五軒町1-3-16)
- ▶相談方法 面談による相談(40分)
※電話にて事前予約が必要です。
- ▶予約電話番号 ☎ 029-302-3166
- ▶その他 相談に応じられる件数に限りがありますので、前日までにご予約下さい。

【問合せ先】 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 ☎ 029-302-3166

茨城町国民健康保険加入中の方へ 医療費が高額になりそうなとき

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。高額療養費は医療費をお支払いいただいた後に支給となりますが、事前に自己負担限度額までにお支払いを抑える方法があります。それが、「限度額適用認定証」です。

Q. 限度額適用認定証とは、何?

A. 医療機関での支払いを、自己負担限度額までにするために必要なものです。

入院や手術の予定があるなど、医療費が高額になりそうなときに「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までになります。

解説 例えば、Aさん(65歳 自己負担限度額:57,600円(区分・エ)) 支払額が20万円になった場合

| 限度額適用認定証を利用する場合 | 限度額適用認定証を利用しない場合 |
|--|---|
| <p>病院でのお支払い 57,600円 (食事代や差額ベッド代などは除く)</p> | <p>① 病院でのお支払い 200,000円 (食事代や差額ベッド代などは除く)</p> <p>② 町国保から※高額療養費として支給 142,400円</p> |
| ※支払いが自己負担限度額までになります。 | ※対象者には、病院受診の約3か月後に支給申請書を送付します。支給はその申請書の提出後となります。 |

■対象

- ・70歳未満の方
 - ・70歳以上75歳未満で、**現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ(住民税非課税世帯)の方**
- ※一般または現役並み所得者Ⅲの方は、保険証兼高齢受給者証を医療機関等に提示することで限度額適用認定証の代わりになりますので、申請は必要ありません。
※自己負担限度額の区分については、町ホームページをご覧ください。

高額療養費・自己負担限度額に関する町ホームページはこちら



■申請に必要なもの

- ・来庁される方の身分証明書(運転免許証等)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード(世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分)
- ・世帯主からの委任状(別世帯の方が来庁される場合)

■申請場所

保険課(1階5番窓口)
※郵送による申請も可能です。ご希望の際は、申請書を送付しますので、ご連絡ください。(ホームページからダウンロードもできます)

■注意

- ・国民健康保険税に滞納がある方には、交付できません。
- ・住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。
- ・オンライン資格確認(マイナンバーカードを使つての受診)を利用の場合は、限度額適用認定証の必要はありません。

安い!安心! ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113 (直通)